

令和8年度東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程

2026年5月25日現在

（目的）

- 第1条 令和8年度東京都グリーン水素トライアル取引（京浜島グリーン水素）実施規程（以下「本規程」という。）は、東京都及び協定事業者である株式会社東京商品取引所（以下「事業実施者」という。）が共同で実施するグリーン水素トライアル取引事業のうち東京都京浜島グリーン水素製造所において製造されるグリーン水素の入札方式による販売事業（以下「本事業」という。）において必要な事項を定めるものである。
- 2 事業実施者は、本事業の遂行に関して必要な事務手続き等を実施する。

（定義）

- 第2条 本事業において取り扱う「グリーン水素（以下「水素」という。）」は、次の各号をすべて満たすものとする。
- (1) 再生可能エネルギー由来の電力を使用し、水電解により製造されたもの
 - (2) ISO 14687:2025 Grade D（純度 99.97%以上）に準拠したもの
- 2 「利用者」とは、都内において水素の購入を希望する者をいう。

（入札参加資格）

- 第3条 本事業の入札に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合、別紙1の条件に全て合意できることを条件に、第2号に掲げる要件を満たしたものとみなす。
- (1) 東京都内に本店又は支店を有する中小企業者のうち別表1に該当する者
 - (2) 以下の要件を全て満たす高圧ガス複合容器（圧縮水素トレーラー、以下「トレーラー」という。）を自ら確保し、当該トレーラーを輸送する手段を持つこと
 - a 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第44条第1項に基づく容器検査に合格し、刻印又は標章が掲示（刻印等）されている Type 1（金属（低合金鋼））の容器であり、その付属品についても付属品検査に合格し、刻印された付属品が装置されていること
 - b 最高充填圧力が 14.7MPa 又は 19.6MPa
 - c 水素ボンベの総内容積は 12,000L（12 m³）以上 14,700L（14.7 m³）以下
 - d 100 NL/min 以上で水素の充填、吐出しが可能
 - e 容器ごとに容器元弁あり
 - f 集合主管にストップ弁あり
 - g ブルドン管圧力計（元弁含む）によりガス残量を確認可能

- h 安全弁（元弁含む）あり
 - i 前面のストップ弁、圧力計等の突出部を保護するための開閉式の枠及び扉あり
 - j 水素の充填口、吐出し口の取合い品名：W34 山左 12、型式：株式会社ハシダ技研工業 TA-0129 同等品であること（これらに該当しない場合は別途アダプター等を用意すること）
 - k 水素ボンベに日が当たらないように上面、側面、後面に金属板あり
 - l 耐圧気密試験実施済
 - m 残圧が 5MPa 以上あること
 - n 漏洩、容器弁等に充填の支障となるような損傷がないこと（受入時の車上検査にて漏洩、損傷が確認された容器は受入不可）
 - o 特殊車両通行許可制度に基づく通行確認又は通行許可の手続きを自ら実施すること。その際の地先名は「京浜島 3 丁目 5 番」、特殊車両通行確認制度（新制度）の路線名は「大田区 524 号線大田区道 17-13 号線」、起点側交差点番号は「5339260402」、終点側交差点番号は「5339260401」となる。
- (3) 都内において、高圧ガス保安法及び消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく水素の受入れ、貯蔵、利用又は販売に係る許認可を得ていること
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者ではないこと
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者ではないこと
- (6) 地方自治法施行令（昭和 11 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者ではないこと
- (7) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者ではないこと
- (8) 利用者並びにその株主、役員及び使用人が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人若しくは法人その他の団体（その役員（相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。）、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。）、総会屋、社会運動、人権運動若しくは政治運動などを標榜して、市民若しくは企業に対して不当要求を行った個人若しくは法人その他の団体、社会の秩序若しくは市民の安全を害する行為を行う個人若しくは法人その他の団体又はこれらの者と社会的に非難される関係を有していると認められる者をいう。）に該当しないこと

(入札期間)

第 4 条 本事業の入札は、2026 年 6 月 8 日午前 9 時から午後 5 時に実施する。ただし、第

9条第2項に基づき新たな入札期間を設定する場合は、この限りではない。

(充填・受渡期間)

第5条 本事業の充填・受渡期間は2026年7月1日から2027年2月28日までとし、水素の充填・受渡は、この期間内において、第11条に定める充填・受渡（第3条ただし書きに該当する場合は輸送を含む。以下同じ。）の調整により決定する期日において実施する。

(充填・受渡地点)

第6条 本事業における水素の充填・受渡地点は東京都大田区京浜島三丁目の事業実施者が指定する場所とする。

2 入札申込者は、充填・受渡地点として前項に定める場所以外を指定することはできない。

(入札参加の申込み)

第7条 入札への参加を希望する利用者は、2026年5月25日午後2時から同年6月5日正午までの期間において、所定の登録申込書及び添付書類を事業実施者に対し提出して参加を申し込むものとする。

2 事業実施者は前項に定める登録申込書及び添付書類を精査し、必要に応じて申込みを行った者に内容の確認を行い、第3条に定める要件を満たさないと認められる場合、当該申込者の入札を認めないことができる。

(入札方法)

第8条 事業実施者は、前条の規定に基づき参加の申込みを行った者（以下「入札申込者」という。）のうち、第3条に定める要件を満たす者に対して入札方法を通知する。

2 入札申込者は、事業実施者が指定するウェブフォームにて、次の情報を提示することにより入札する。

- (1) 購入単価（円/Nm³単価）
- (2) 希望購入数量
- (3) 充填後のトレーラーの受取希望日

(落札者の決定及び通知)

第9条 事業実施者は、入札期間の終了後速やかに、次に定める手順で落札者の購入単価及び購入量を決定する。ただし、事業実施者は落札単価の下限を定めることができるとし、当該単価を下回る購入単価を提示した入札は落札から除外する。

- (1) 入札の開札においては、一番高い購入単価を提示した入札者を落札者とし、当該

落札者が提示した購入単価を落札単価とし、別紙に定める供給可能数量及び当該落札者が提示した希望購入数量のうちいずれか小さい数量を落札数量とする。また、事業実施者は第12条に定めるとおり、一番高い購入単価を提示した入札者以外にも落札者を選定する場合がある。

- (2) 前号において、同一価格で複数の入札者があった場合は、入札数量の多い者を優先し、落札者を決定する。
- 2 全ての入札が落札単価の下限を下回る場合、事業実施者は新たな入札期間を設定して入札を実施することができる。この場合、事業実施者は入札申込者に対しその旨を通知する。
- 3 事業実施者は、落札者に対して、落札単価、落札数量、充填・受渡予定日その他事業実施者が必要と定める事項を通知する。あわせて、落札できなかった入札者に対しては、その旨を通知する。

(売買契約)

第10条 事業実施者が前条第1項の規定に基づき落札者を決定し、落札者に対して同条第3項の通知をしたときは、東京都内での水素の製造・供給に係る共同研究開発事業における共同研究開発事業者である株式会社やまなしハイドロジェンカンパニー（所在地：山梨県甲府市下向山町 3216 番地、法人番号：1090001017447）を売主、落札者を買主として、水素売買契約が同項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

(充填・受渡の調整及び落札者による輸送)

- 第11条 落札者は、水素の充填・受渡スケジュール及び充填・受渡数量等について、事業実施者及び売主との間で協議してこれを定めなければならない。
- 2 落札者は、事業実施者及び売主の指示に基づき、前項の協議により定めた搬入期日に自らのトレーラー（第3条ただし書きに該当する場合は、売主が指定する輸送事業者が手配したトレーラー。以下同じ。）を受渡地点へ搬入し、受取期日に受取りを行う。
- 3 落札者は、トレーラーの輸送・搬入・受取りに係る手段及び費用を自ら負担し、手配するものとする。なお、第3条ただし書に該当する場合、落札者は、別紙1の条件に定める費用を自ら負担することとする。
- 4 第1項の協議において水素の充填数量又は充填スケジュールについて合意できない場合は、落札者は、事業実施者に通知することにより売買契約を解除することができる。
- 5 落札者の自己都合により、第9条第3項により落札者に対して通知された落札数量よりも受取数量が大幅に減少する結果となった場合、事業実施者は当該落札者の次回入札への参加を認めないことができる。
- 6 売主は、落札者から要請がある場合には、第2条第1項に定める水素の品質に係る情

報を落札者に提供するものとする。

(次順位落札者)

第12条 事業実施者は、前条第1項の協議の結果、水素の充填・受渡数量に余裕が生じた場合かつ第9条第3項に基づく入札結果の通知前であって、事業実施者が適当と認めたときは、次の順位の入札者（入札者があらかじめ辞退した場合にあっては、その次の順位の入札者）を次順位落札者とすることができる。

2 前項の定めに従い次順位落札者が決定したときは、事業実施者は次順位落札者に対して、第9条第3項に掲げる事項を通知する。この場合において、次順位落札者の落札単価は第1順位落札者の落札単価とする。

3 事業実施者が第1項の規定に基づき次順位落札者を決定し、次順位落札者に対して前項の通知をしたときは、株式会社やまなしハイドロジェンカンパニーを売主、次順位落札者を買主として、水素売買契約が前項の規定により通知された内容により成立したものとみなす。

4 前条の規定は、次順位落札者に係る水素の充填・受渡の調整について準用する。

(落札者の義務)

第13条 落札者は、別紙2に記載する条件及び事業実施者との協議により定められた条件に従い、トレーラーの輸送・搬入及び水素の受取りを行わなければならない。なお、落札者が複数いる場合において、事業実施者は、協議の状況及び水素の充填・受渡の円滑な実施の必要性を踏まえ、一の落札者の承諾を得て、他の落札者の落札数量の一部を当該一の落札者の落札数量として取り扱うことができる。

2 落札者は、第11条第1項により定めた受取期日に指定された受渡地点において水素の受取りを完了しなければならない。

3 落札者は、本事業を通じて購入した水素について、水素の最終消費地のうち一部が原則東京都内を含むものとしなければならない。この要件が確認できない場合において、事業実施者は当該落札者の次回入札への参加を認めないことができる。

4 落札者は本事業への参加に際して問題が発生した場合には、事業実施者に通知しなければならない。

5 事業実施者は、落札者に対して、入札価格の考え方や水素の活用実態について情報の提供を求めることができる。

(出荷設備不備等)

第14条 売主が、設備の不備その他やむを得ない事由により水素を提供できない場合、売主は速やかにその旨を落札者に通知するとともに、充填日の再調整を行うものとする。

2 前項の場合において、買主は売主に対し、損害賠償請求その他の契約上の責任追及を行

うことができない。

(トレーラーの管理)

第15条 売主は、落札者がトレーラーを持ち込む際に、当該トレーラーについて充填の可否や漏えいの有無について車上で検査を実施する。なお、この検査により不備が発見された場合には、売主は当該トレーラーを受け入れないこととする。なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。

2 売主は、落札者から充填のために預かったトレーラーについて、善良な管理者の注意をもって保管及び取扱いを行うものとする。なお、第3条ただし書に該当する場合は、本項の規定は適用しない。

(精算)

第16条 落札者は、水素購入の対価として、落札単価に別紙に規定する使用量に乗じて得た額（以下「代金」という。）を支払う。

2 売主は、第5条に定める充填・受渡期間において、毎月、本事業に係る当該月に供給した水素の利用料について、翌月第7営業日までに各落札者に対して、代金の適格請求書（消費税法（昭和63年法律第108号）第57の4第1項に規定する適格請求書をいう。以下同じ。）を発行する。

3 落札者は、前項に定める適格請求書を受領してから30日以内に、適格請求書に基づいて売主が指定する口座に代金及び当該代金に係る消費税相当額（地方消費税を含むものとし、当該代金を課税標準として算出した金額（円位未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。）とする。以下同じ。）を振り込む方法により支払う。

(入札禁止等)

第17条 事業実施者は、入札申込者、入札者又は落札者が次の各号のいずれかに該当した場合には、入札への参加の禁止若しくは制限、入札の取消し又は改善要請を行うことができる。

(1) 第3条に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合

(2) 不正な手段によって入札に参加した場合

(3) 支払不能若しくは支払停止の状態となった場合又は破産、会社更生手続、民事再生手続、その他法的整理手続の申立ての原因を生じ、これらの申立てを受け、若しくは自らこれらの申立てをした場合

(4) 合併、解散等により消滅することが見込まれる場合

(5) 本規程に違反し、又は違反するおそれがあると認められる場合

(6) 不当に事業実施者による本事業の運営の妨げとなるような行為を行い、又はそのおそれがあると事業実施者が認めた場合

(7) 法令の規定により処分若しくは処罰を受けたとき又はこれらの処分若しくは処罰に伴い行政官庁に対し改善策等を報告した場合

- 2 事業実施者は、前項各号の事実の有無を確認するためその他の本事業の運営にかんがみて必要があると認める場合は、入札申込者、入札者及び落札者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 3 入札申込者、入札者及び落札者は、前項の規定に基づく報告又は資料の提出を求められたときは、速やかにこれを行わなければならない。

(入札禁止等による売買契約の解除)

第18条 売主は、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せず、第10条により成立した売買契約を解除することができる。

- (1) 前条第1項各号に定める事由に該当した場合
- (2) 第11条第1項により取り決めた条件に従わない場合

(個人情報及び取引情報の取扱い)

第19条 東京都は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、東京都が定める東京都個人情報取扱事務要綱に従い取り扱うものとする。

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/soumu/2025-03-25-163946-539>

- 2 株式会社東京商品取引所は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者の個人情報について、株式会社東京商品取引所が定める次の各号に掲げるものに従い取り扱うものとする。

- (1) 個人情報の取扱いについて

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/personal-information/index.html>

- (2) プライバシーポリシー

<https://www.jpx.co.jp/corporate/governance/security/privacy-policy/index.html>

- 3 入札申込者は、本事業における入札情報、落札情報等及び前項に定める個人情報を、事業実施者が共有することにあらかじめ同意するものとする。
- 4 落札者は、本事業の充填・受渡に必要な情報を、売主又は充填・受渡のために情報を共有することが必要な主体と共有することをあらかじめ同意するものとする。なお、売主が、当該情報について指定する事業者に情報を共有する必要性が生じた場合には、事前に落札者に対し通知するものとする。
- 5 事業実施者は、本事業の運営に関連して取得した入札申込者、入札者及び落札者の個人情報について、次の各号に掲げるものに従い共同利用を行う。
 - (1) 共同利用する個人情報の項目 会社名及び氏名
 - (2) 共同利用する者の範囲 東京都、株式会社東京商品取引所
 - (3) 共同利用の目的 本事業の運営を行うため

(4) 共同利用する個人情報の管理について責任を有する者

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社東京商品取引所

代表取締役社長 石崎隆

(入札結果の公表)

第20条 事業実施者は、落札者の決定後、以下の各号に掲げる事項について、公表する。

(1) 落札単価

(2) 落札数量

2 落札者は、充填・受取の調整状況の情報を公表又は第三者に伝達してはならない。

(所有権及び危険負担)

第21条 本事業における水素の売買における水素の所有権は、水素を充填したトレーラーを受渡地点において落札者に引き渡した時点で、落札者に移転する。なお、第3条ただし書に該当する場合は、水素を充填したトレーラーが受渡地点において売主から別紙1に定める指定輸送事業者へ引渡された時点で充填された水素の所有権が売主から落札者に移転するものとし、落札者による水素の消費後にトレーラーが受渡地点に戻った時点で、未使用の水素の所有権が落札者から売主に移転するものとする。

2 水素について、前項に規定する、売主から落札者に所有権が移転する時点より前に生じた滅失、損傷、変質等の損失において、落札者の責めに帰すべき事由による場合は落札者が負担する。

(不可抗力)

第22条 天災、暴動、戦乱、自然の消耗、法令、公権力の発動、感染症の流行その他各当事者の合理的な支配が及ばない事由により本規程に基づく契約に規定する債務の全部又は一部(金銭債務を除く。)の履行遅滞又は履行不能については、事業実施者、売主及び落札者のいずれもその責任を負わないものとする。

2 売主及び落札者は、前項の事象が起きるおそれがあるときは遅滞なく事業実施者に通知し、誠意をもって本規程に基づく売買契約の履行に努めるものとする。

(損害賠償)

第23条 事業実施者は、本事業の制度変更、終了等その他本規程に基づく行為又は本事業の運営に関連して事業実施者が行った一切の行為(不作為を含む。)により、入札申込者が被った損害について、事業実施者に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

2 事業実施者が入札申込者に対して損害賠償責任等を負う場合においても、事業実施者

の責任は、債務不履行に基づく損害賠償請求、不法行為に基づく損害賠償請求その他請求原因のいかんを問わず、当該入札申込者に生じた損害のうち現実に発生した直接かつ通常の損害に限るものとする。

- 3 入札申込者、入札者、落札者及び売主は、本規程に別段の定めがある場合を除き、本規程に違反する行為等により、事業実施者に損害を与えた場合は、その損害（直接又は間接を問わず、特別損害（予見可能性の有無を問わない）、逸失利益及び合理的な弁護士費用を含む。）を賠償するものとする。

（管轄裁判所）

第24条 本規程に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第25条 本規程に関する準拠法は日本法とする。

（解釈の疑義）

第26条 本規程の解釈や法令等との関連に疑義があるときは事業実施者に問い合わせることとし、本規程に明文のない事項について臨機の措置を必要とするときは、事業実施者の決定に従うものとする。

別表 1

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつて、以下に該当するもののうち、大企業（※1）が実質的に経営に参画（※2）していないもの。

業種	資本金及び従業員
製造業、建設業、運輸業、その他	3 億円以下又は 300 人以下
卸売業	1 億円以下又は 100 人以下
サービス業	5,000 万円以下又は 100 人以下
小売業	5,000 万円以下又は 50 人以下

※1 「大企業」とは、上記に該当する中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、次に該当するものは除く。

- ・ 中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合

※2 「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の 3 分の 2 以上を所有又は出資している場合
- ・ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合 例 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合（ただし、当該役員又は職員がいわゆる副業により兼務し、経営の自主性、独立性が損なわれていないことが認められる場合を除く）

別紙1 トレーラーの確保及び輸送手段を自ら確保することが困難である場合の条件等
(第3条ただし書きに定める条件)

条件
<ul style="list-style-type: none">• 落札した場合、以下の内容について合意することを含む輸送契約を売主が指定する輸送事業者（以下「指定輸送事業者」という。）と締結すること。• トレーラーは、本事業における水素の輸送及び貯蔵のみを目的として指定輸送事業者が手配したものであり、かつ、東京都が適当と認めたトレーラー（以下「指定トレーラー」という。）を利用すること• 指定トレーラーは最高充填圧力 19.6MPa、集合容器の総内容積は 700L×21 本で 14,700L (14.7 m³)• 利用者による水素の消費後に指定トレーラーが京浜島グリーン水素製造所に戻った時点の指定トレーラーの残圧を 5 MP a 以上保つこと。そのため 1 回で利用できる水素の量は 1,936N m³ (2,183 S m³) となる。• 毎週受入可能であること（特段の事情がある場合、事業実施者が認める期間、週 1 回未満の受入も可能）• 指定トレーラーは定期輸送で入れ替え• 利用者は、1 回の水素輸送につき、80,000 円（税抜）を指定輸送事業者を支払う (輸送開始前に利用者側の受取地点にて、接続等の確認を行う場合においても 1 回の水素輸送とみなす)

別紙2 入札の条件等

条件
<ul style="list-style-type: none">• 供給可能数量は 2026 年 7 月から 2027 年 2 月まで毎週トレーラー 1 基。(期間合計最大 32 基)• 充填・受渡スケジュールについては落札者決定後に、落札者と事業実施者及び売主の間で調整のうえ決定• 京浜島グリーン水素製造所への持込時点のトレーラーの残圧が 5 MP a 以上であること• 売主の受渡地点において、トレーラー到着時に充填前及び充填後のトレーラー内の水素量を測定（トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計充填量に基づいて精算（第 3 条ただし書に該当する場合は、売主の受渡地点において、指定トレーラーへの水素充填時及び利用者による水素の消費後に指定トレーラーが受渡地点に戻った時点で、指定トレーラー内の水素量をそれぞれ測定（指定トレーラー内の水素の温度と圧力を元に計算）し、合計使用量に基づいて精算）。• トレーラーの搬入・受取日は別になるので、2 回輸送が必要• トレーラーの搬入・受取りに係る対応時間：平日 10 時～17 時（12 時～13 時は除く）